

## 第2章 環境の現状

### 1 社会情勢の変化

#### (1) 世界の動向

##### ■持続可能な開発目標（SDGs）

2015（平成27）年にニューヨークの国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標としてSDGsが掲げられました。

SDGsは、人間、豊かさ、平和、パートナーシップ及び地球の5つの要素について、「誰一人取り残さない」を合言葉に持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030（令和12）年を期限とする包括的な17の目標と169のターゲットを設定しています。

この中には、地球環境や地球環境と密接にかかわる課題に関連する目標が数多く含まれており、国際社会全体が将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが必要とされています。

#### SDGsを構成する5つの要素



出典：国際連合広報センター

##### ■パリ協定

2015（平成27）年の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議において、2020（令和2）年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」では、気候変動によるリスクを抑制するために、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃よりも十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を世界共通の長期目標としています。

その後、2021（令和3）年の国連気候変動枠組条約第26回締約国会議では、パリ協定の1.5℃努力目標達成に向け、今世紀半ばのカーボンニュートラル\*及びその経過点である2030（令和12）年に向けて野心的な気候変動対策を求めることとしています。

## (2) 日本の動向

### ■国の「第六次環境基本計画」の策定

2024（令和6）年に閣議決定された「第六次環境基本計画」では、現在地球は「気候変動」「生物多様性の損失」「汚染」の3つの環境危機に直面しており、人類の活動が地球の環境収容力（プラネタリー・バウンダリー）を超過しつつあるとして、目指すべき持続可能な社会の姿を、『環境保全とそれを通じた「ウェルビーイング／高い生活の質」が実現できる「循環共生型社会」の構築』としています。

### ■循環型社会\*の形成

2019（令和元）年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、2020（令和2）年には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。本方針では、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくとしています。

また、海洋プラスチックごみ問題等への対応を契機として、2022（令和4）年に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、その中では製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置事項が示されています。

これらを受けて、2024（令和6）年に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行は、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と合わせて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決にもつながるものであり、国家戦略として取り組むべき重要な課題と位置付けられています。

また、重要な方向性として、循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり、事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環、循環システムの構築と地方創生の実現など、国が講ずべき施策を示し、2030年度を目標年度とした数値指標を設定しています。

## ■生物多様性の保全

生物多様性に関する国際目標では、2022（令和4）年に開催された生物多様性条約第15回締約国会議において、「愛知目標」の後継であり、2020（令和2）年以降の生物多様性に関する世界目標となる「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。

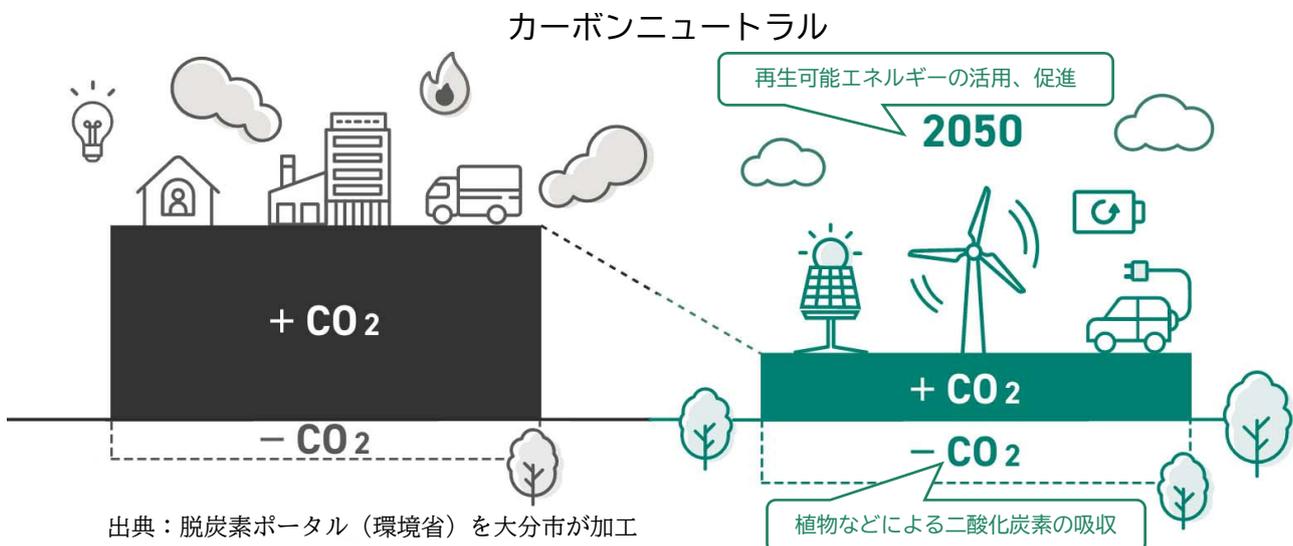
これを踏まえて、2023（令和5）年に「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定されました。

「生物多様性国家戦略2023-2030」では、生物多様性分野において新たに目指すべき目標として、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「2030年ネイチャーポジティブ」を掲げています。その実現のため、2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」を含め、具体的な行動計画が示されています。

## ■脱炭素社会\*の実現

2021（令和3）年の地球温暖化対策の推進に関する法律\*の一部改正により、地球温暖化対策の国際的枠組である「パリ協定」の目標や2020（令和2）年に表明した「2050年カーボンニュートラル宣言」が基本理念として法に位置付けられました。

また、同年に閣議決定された「地球温暖化対策計画\*」では、気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change、以下、「IPCC\*」という。）の「1.5℃特別報告書」を受けて、日本においても2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」と、「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく」ことを目標として掲げています。



## ■気候変動適応策の推進

地球温暖化その他の気候変動による影響に対応し、被害の防止・軽減を図るため、2018（平成30）年に「気候変動適応法」を施行し、国、地方公共団体、事業者及び国民が気候変動への適応の推進のために担うべき役割を明確化しました。

2021（令和3）年に新たな「気候変動適応計画」を閣議決定し、7つの基本戦略を示すとともに、分野ごとの適応に関する取組を網羅的に示しています。

また、気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、2023（令和5）年に改正気候変動適応法が施行され、気候変動適応計画が一部変更されています。

### 気候変動適応計画の概要

<p><b>目標</b></p> <p>気候変動影響による被害の防止・軽減、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指す</p> <p><b>計画期間</b></p> <p>今後おおむね5年間</p>	<p><b>基本的役割</b></p> 																			
<p><b>基本戦略</b></p> <p>7つの基本戦略の下、関係府省庁が緊密に連携して気候変動適応を推進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込む</li> <li>科学的知見に基づく気候変動適応を推進する</li> <li>我が国の研究機関の英知を集約し、情報基盤を整備する</li> <li>地域の実情に応じた気候変動適応を推進する</li> <li>国民の理解を深め、事業活動に応じた気候変動適応を促進する</li> <li>開発途上国の適応能力の向上に貢献する</li> <li>関係行政機関の緊密な連携協力体制を確保する</li> </ol>																				
<p><b>進捗管理</b></p> <p>PDCAサイクルの下、分野別・基盤的施策に関するKPIの設定、国・地方自治体・国民の各レベルで気候変動適応を定着・浸透させる観点からの指標<sup>(*)</sup>の設定等による進捗管理を行うとともに、適応の進展状況の把握・評価を実施</p> <p><small>(*)分野別施策KPI（大項目）の設定比率、地域適応計画の策定率、地域適応センターの設置率、適応の取組内容の認知度など</small></p>																				
<p><b>気候変動の影響と適応策（分野別の例）</b></p> <table border="1"> <tr> <td>農林水産</td> <td>影響 高温によるコメの品質低下 適応策 高温耐性品種の導入</td> </tr> <tr> <td>自然災害</td> <td>影響 洪水の原因となる大雨の増加 適応策 「流域治水」の推進</td> </tr> <tr> <td>水環境</td> <td>影響 土石流等の発生頻度の増加 適応策 砂防堰堤の設置等</td> </tr> <tr> <td>水資源</td> <td>影響 灌漑期における地下水位の低下 適応策 地下水マネジメントの推進等</td> </tr> </table>	農林水産	影響 高温によるコメの品質低下 適応策 高温耐性品種の導入	自然災害	影響 洪水の原因となる大雨の増加 適応策 「流域治水」の推進	水環境	影響 土石流等の発生頻度の増加 適応策 砂防堰堤の設置等	水資源	影響 灌漑期における地下水位の低下 適応策 地下水マネジメントの推進等	<table border="1"> <tr> <td>自然系</td> <td>影響 造礁カゴ<sup>1</sup>生育海域消滅の可能性 適応策 順応性の高いサンゴ礁生態系の保全</td> </tr> <tr> <td>健康</td> <td>影響 熱中症による死亡リスクの増加 適応策 高齢者への予防情報伝達</td> </tr> <tr> <td>経済活動</td> <td>影響 様々な感染症の発生リスクの変化 適応策 気候変動影響に関する知見収集</td> </tr> <tr> <td>都市生活</td> <td>影響 安全保障への影響 適応策 影響最小限にする視点での施策推進</td> </tr> <tr> <td></td> <td>影響 インフラ・ライフラインへの影響 適応策 施設やシステムの強靱化 グリーンインフラの活用等</td> </tr> </table>	自然系	影響 造礁カゴ <sup>1</sup> 生育海域消滅の可能性 適応策 順応性の高いサンゴ礁生態系の保全	健康	影響 熱中症による死亡リスクの増加 適応策 高齢者への予防情報伝達	経済活動	影響 様々な感染症の発生リスクの変化 適応策 気候変動影響に関する知見収集	都市生活	影響 安全保障への影響 適応策 影響最小限にする視点での施策推進		影響 インフラ・ライフラインへの影響 適応策 施設やシステムの強靱化 グリーンインフラの活用等	<p><b>気候変動適応に関する基盤的施策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動等に関する科学的知見の充実及びその活用</li> <li>気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保</li> <li>地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進</li> <li>事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進</li> <li>気候変動等に関する国際連携の確保及び国際協力の推進</li> </ul>
農林水産	影響 高温によるコメの品質低下 適応策 高温耐性品種の導入																			
自然災害	影響 洪水の原因となる大雨の増加 適応策 「流域治水」の推進																			
水環境	影響 土石流等の発生頻度の増加 適応策 砂防堰堤の設置等																			
水資源	影響 灌漑期における地下水位の低下 適応策 地下水マネジメントの推進等																			
自然系	影響 造礁カゴ <sup>1</sup> 生育海域消滅の可能性 適応策 順応性の高いサンゴ礁生態系の保全																			
健康	影響 熱中症による死亡リスクの増加 適応策 高齢者への予防情報伝達																			
経済活動	影響 様々な感染症の発生リスクの変化 適応策 気候変動影響に関する知見収集																			
都市生活	影響 安全保障への影響 適応策 影響最小限にする視点での施策推進																			
	影響 インフラ・ライフラインへの影響 適応策 施設やシステムの強靱化 グリーンインフラの活用等																			
<p><b>熱中症対策実行計画に関する基本的事項</b></p> <p>実行計画の目標及び期間、実行計画に定める施策や取組（関係者の基本的役割、熱中症対策に関する具体的施策、熱中症対策の推進体制並びに実行計画の見直し及び評価等）を定める旨を規定</p>																				

出典：気候変動適応計画の概要（環境省）

### (3) 大分県の動向

#### ■大分県環境基本計画

2024（令和6）年に策定された「第4次大分県環境基本計画」は、これまでの取組の成果を踏まえつつ、国内外の様々な状況の変化に適切に対応するため、目指すべき環境の将来像として「恵み豊かで美しく快適な環境先進県おおいた」を掲げています。5つの基本目標ごとに取組内容が示されており、新しい視点として、自然環境を「守る」のみならず、「活かして選ばれる」視点が取り入れられています。

#### 第4次大分県環境基本計画の施策体系

目標	項目	
基本目標Ⅰ 地球温暖化の緩和と 気候変動への適応	1	温室効果ガスの排出削減の推進
	2	吸収源対策の推進
	3	気候変動適応策の推進
基本目標Ⅱ 経済と環境の好循環を 生み出すGXの推進	1	GX*の挑戦による「経済と環境の好循環」の創出
	2	大分県版水素サプライチェーンの構築
	3	エネルギー関連産業の成長促進
	4	ものづくり産業の循環経済への転換
基本目標Ⅲ 環境への負荷を抑えた 循環型社会の構築	1	プラスチックごみなどの廃棄物の排出抑制、循環的利用の推進
	2	廃棄物の適正処理の推進
	3	大気環境対策の推進
	4	水・土壌・地盤環境対策の推進
	5	化学物質等に係るリスクコミュニケーション
基本目標Ⅳ 豊かな自然の 保全と活用	1	生物多様性の保全・回復の推進
	2	快適な地域環境の保全
	3	持続可能な温泉利用の推進
	4	ユネスコエコパークなど地域資源を活用した地域づくりの推進
基本目標Ⅴ 環境を守り活かす 担い手づくりの推進	1	“未来”につながる人材育成
	2	持続可能な“活動”につながる環境の整備
	3	“元気”につながる活動への深化

出典：第4次大分県環境基本計画より作成

#### ■循環型社会の形成

2021（令和3）年に「第5次大分県廃棄物処理計画」を策定し、一般廃棄物\*と産業廃棄物\*それぞれに施策を展開しています。一般廃棄物対策では「循環型社会の構築に向けた意識改革」「ごみ減量化及び再資源化の推進」「ごみの適正処理の推進」「災害廃棄物の処理体制の充実」の4つを柱とし、産業廃棄物対策では「排出抑制、循環的利用の推進」「安全・安心な適正処理の推進」「情報公開、相互理解の増進」の3つを柱としています。

## ■生物多様性の保全

「生物多様性国家戦略 2023-2030」を基本とした生物多様性基本法に定める生物多様性地域戦略として、2024（令和6）年に「第3次生物多様性おおいた県戦略（2024-2030）」が策定されました。基本目標に「豊かな自然と人間とが共生するふるさと‘おおいた’に向けた「大分県版ネイチャーポジティブ」の実現」を掲げ、3つの基本方針と6つの基本戦略を設定しています。

### 第3次生物多様性おおいた県戦略の施策体系

#### 〔基本方針〕

- 1 「おおいたの重要な自然共生地域」の拡大等を図り、地域の活力で自然を守り、育てる。
- 2 自然の持つ機能を活用して、地域課題の解決に繋げる。
- 3 行政、NPO、地域、企業など、様々な主体による取組を進める。

#### 「大分県版ネイチャーポジティブ」の実現に向け、 上記の基本方針を踏まえ、第4章の行動計画を推進する

#### 【行動計画】

- 基本戦略Ⅰ 生態系の健全性の回復
- 基本戦略Ⅱ 自然を活用した地域づくりの推進
- 基本戦略Ⅲ 自然が有する多様な機能の活用による社会課題の解決
- 基本戦略Ⅳ 事業活動における生物多様性への配慮  
～ネイチャーポジティブ経済に向けた取組～
- 基本戦略Ⅴ 県民一人ひとりの生物多様性の認識と行動化
- 基本戦略Ⅵ 調査・情報整備の推進

出典：第3次生物多様性おおいた県戦略（2024-2030）

■地球温暖化対策及び気候変動適応策の推進

2023（令和5）年に改定された「第5期大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）大分県気候変動適応計画」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく『地方公共団体実行計画（区域施策編）』であるとともに、「気候変動適応法」に基づく『地域気候変動適応計画\*』、「第3次大分県環境基本計画」の個別計画にも位置付けられています。また、「大分県版カーボンニュートラル」の実現を目指して、2025（令和7）年度及び2030（令和12）年度の削減目標等が設定されています。

市町村は、県民に身近な自治体として、主体的に地域の自然的・社会的条件を活かして地域の実情に合わせた対策を行うことが求められています。

緩和策の取組としては、産業部門\*、家庭・業務その他部門、運輸部門\*、その他部門について、部門ごとの取組が挙げられています。また、適応策の取組として、農林水産分野、自然災害・沿岸域分野、健康・県民生活分野、大分県気候変動適応センターの取組が挙げられています。

2024（令和6）年には、大分県の経済をけん引する大分コンビナートの「カーボンニュートラル」と「持続的成長」を両立するため、大分コンビナートの事業者や大分県・大分市、大分大学などの産学官連携により「グリーン・コンビナートおおいた推進構想」が策定されました。

この構想では、2050年に向けた大分コンビナートの目指す姿として、①水素等次世代エネルギーの受入・供給、②CO<sub>2</sub>の受入・搬出、③脱炭素技術の実証・導入、④県内他地域との連携、⑤県外コンビナート地域等との連携の5つが挙げられています。



出典：グリーン・コンビナートおおいた推進構想

#### (4) 大分市の動向

##### ■大分市総合計画

2025（令和7）年に策定予定の「大分市総合計画」は、長期的に本市が目指すまちの姿（都市像）と、それを実現するために行う基本的な施策を定める「基本構想」と、基本構想の実現に向けた具体的な施策を定める「基本計画」で構成されています。

基本構想は、2025（令和7）年度から2034（令和16）年度までを期間とし、本市の目指すまちの姿（都市像）として「誰もが“幸せ”を実感できるまち OITA」の実現を掲げ、3つの基本的な施策を示しています。

基本計画は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までを期間とし、基本構想に示す3つの基本的な施策を進めるため、具体的な施策を示すとともに、目標を設定しています。

## ■大分市一般廃棄物処理基本計画 2020年度～2029年度

2020（令和2）年に策定された「大分市一般廃棄物処理基本計画」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づく計画であり、本市における一般廃棄物処理事業の最上位計画に位置付けられるとともに、本計画の個別計画として、一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理の具体的施策を定める計画です。

ごみ処理の基本理念として「みんなの工夫と実践で、環境負荷\*を一層低減し、循環型社会の実現を目指す」を掲げ、基本目標として「一人ひとりが環境や資源について考え、4Rに積極的に取り組むまち」、「環境に配慮した適正な処理体制が整備され、衛生的で安全・快適な生活環境が保たれる自然共生型のまち」を目指して取組を推進しています。

また、生活排水処理の基本理念として「生活排水処理の重要性を認識し、生活排水処理施設の一層の整備推進に努めるとともに、啓発活動等を通じて各家庭からの発生源対策をより一層充実させることにより、公共用水域\*の水質環境のさらなる向上と身近な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る」を掲げ、公共下水道の計画的・効率的な整備と接続率向上、公共下水道整備区域外の浄化槽\*普及促進、し尿処理施設の長寿命化と適正管理・機能維持を基本方針としています。

## ■大分市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編),大分市地域気候変動適応計画

2021（令和3）年に「2050年ゼロカーボンシティ」を宣言し、「2050（令和32）年カーボンニュートラル達成」を目指して、2024（令和6）年に「第4期大分市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「第6期大分市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しました。

区域施策編では、中期目標として、2030（令和12）年度までに大分市全体（特定事業所を除く）で温室効果ガス排出量を2013年度比50%以上削減、長期目標として、2050（令和32）年までにカーボンニュートラル達成等を掲げています。事務事業編では、2030（令和12）年度までに本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量を2013年度比で49.5%削減することを目標としています。

また、大分市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）には、大分市地域気候変動適応計画を内包し、緩和策と適応策に取り組んでいます。



## ■生物多様性

本市には、九州を横断するいくつかの大きな構造線が通っており、地質的に異なった特徴をもつ地域に区分されており、また、地形、地質、気候、植物、動物、水環境など多様で豊かな自然が育まれています。

市の北西端に位置するニホンザルの自然動物園「高崎山」や豊予海峡に浮かぶウミネコ営巣地「高島」は、瀬戸内海国立公園に指定されており、佐賀関半島とその周辺海岸は、日豊海岸国立公園に指定されています。市域北側の海岸は臨海工業地帯となっていますが、接する主要河川の河口干潟には、ヘナタリ類・ウミノナ類及びハマボウ・ハマサジ等、他県では数少ない貴重な動植物が生息・生育しています。

内陸部にある芹川ダム周辺や霊山は、県立自然公園や県自然環境保全地域に指定されており、その他にも里地里山\*、河川、湖沼等の多様な生態系に多種多様な動植物が生息しています。

大分県では、自然の恵みをもたらす生物の多様性豊かな自然環境が保たれた地域の中から、法的規制などがなく、または弱い地域にあるものを選定し、「おおいたの重要な自然共生地域」として公表しています。現在公表されている28地域のうち、大分市内には3地域が選定されています。

### おおいたの重要な自然共生地域

地域名	特徴	地域の保全・啓発活動団体名
乙津川	河川・湖沼にみられる貴重な生態系・生物群集	乙津川環境整備事業促進期成会 乙津川水辺の楽校運営協議会
柞原八幡宮の社叢	山地・森林に見られる貴重な生態系・生物群集	柞原八幡宮 氏子総代会
うーたの里山 (明治地区の里山)	里地・里山にみられる貴重な生態系・生物群集	うーたの会

出典：大分県ホームページ

## ■外来生物

人間の活動によって、主に海外から日本に持ち込まれた生きものを外来生物と呼び、その中でも、生態系や人の生命・身体、農林水産業などに大きな影響を与えるおそれがある生きものは「特定外来生物\*」として法律により指定されています。国内では159種類の動植物が特定外来生物に指定されており、2023（令和5）年3月末現在、本市ではそのうち19種類が確認されています。

## (2) 快適環境

### ■景観

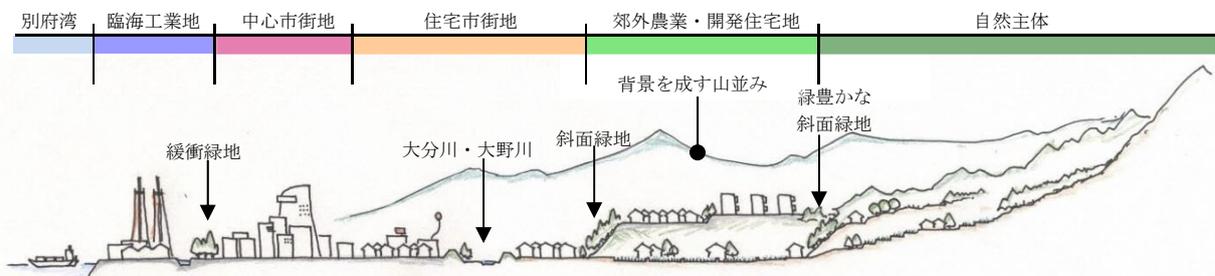
本市の地勢から景観特性をみると、別府湾に沿って臨海工業地帯があり、次いで中心市街地、住宅市街地があり、その周囲を郊外住宅・開発住宅地が取り囲み、その周辺に自然主体の地域が広がっています。

大分市の景観特性図



南北方向に大分川・大野川、これに沿って伸びる崖線・街道と、河川に沿って多様な景観に一体性・連続性があります。

図：景観特性 断面モデル



出典：大分市景観計画

本市では景観計画の理念に基づいて、景観形成\*に取り組むこととしています。

#### 大分市の景観計画の理念

自然、歴史、文化、暮らしが調和する  
おおいたの豊かな「景観」を紡ぎ未来へ

市民共有の財産である「豊かな景観」を  
市民自らが考え、まもり、つくり、はぐくみ、魅力を高めていく

出典：大分市景観計画

## ■公園

本市には2023（令和5）年度末現在、都市公園が801箇所整備されており、面積は約712haとなっています。市民一人あたりの都市公園面積は15.1㎡であり、全国中核市平均（11.1㎡）を上回っています。

## ■空き地・空き家

本市では、空き地の不良状態を解消するため、「大分市環境美化に関する条例」に基づき、空き地の所有者又は管理者に、適正かつ良好な管理を義務付けています。2023（令和5）年度の空き地の不良状態の相談件数は54件となっています。

また、管理不全な空き家を解消するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空き家の適切な管理と活用を促しています。

## ■歴史・文化

本市には2023（令和5）年度末現在、選択、登録を含む国指定等の文化財が65件、県指定等の文化財が77件、市指定等の文化財が87件、合計229件（重複2件含む。）の文化財が所在しています。

この中には、柞原八幡宮や高島のような生きものの生息・生育地として重要な場所や、帆足家住宅など歴史的な街なみ景観を形成する有形文化財、鶴崎踊や賀来神社卯酉の神事など無形民俗文化財が含まれています。これら本市の伝統文化は市域の自然を活かしながら承継されています。

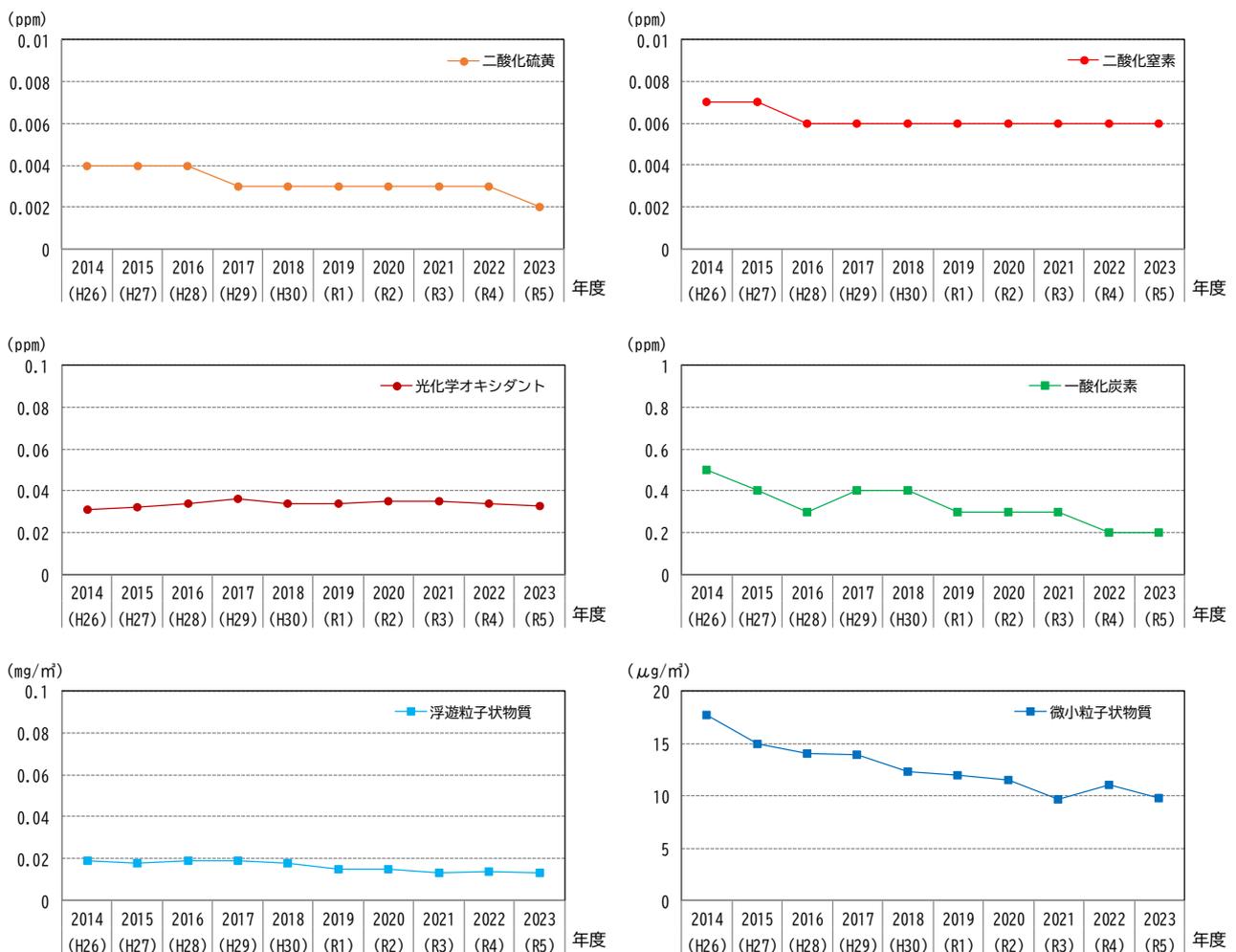
### (3) 生活環境

#### ■大気

本市では、一般環境大気測定局\*12 局、自動車排出ガス測定局 2 局において大気汚染の常時監視を行っています。

過去 10 年間の一般環境大気測定局の測定結果は、概ね横ばいまたは減少の傾向にあり、環境基準\*の達成状況は概ね良好に推移しています。

一般環境大気測定局の全局平均値の経年変化



#### ■騒音・振動

本市では一般地域 6 地点で環境騒音\*を測定しています。過去 10 年間の環境騒音の測定結果は、すべて環境基準を達成しています。

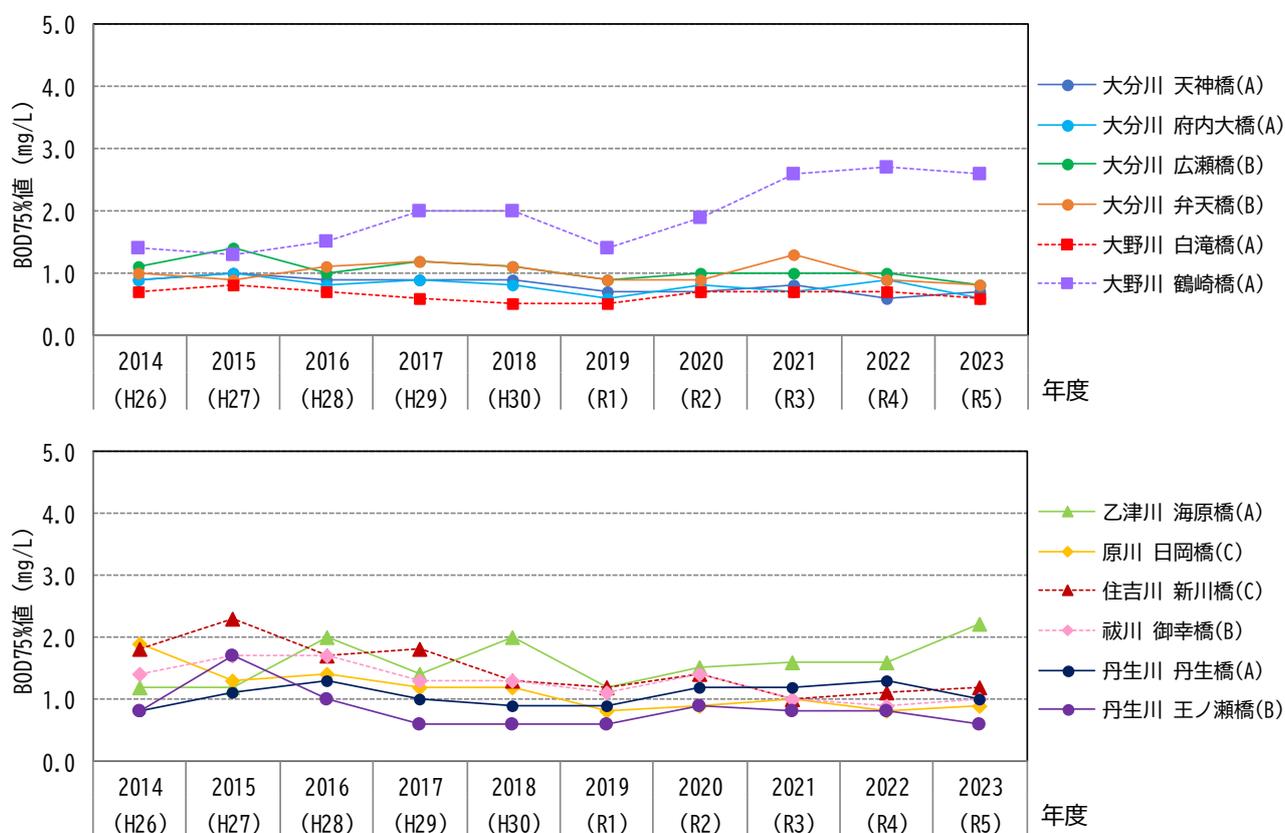
また、道路沿道 33 地点で自動車騒音及び道路交通振動を測定しています。過去 10 年間の測定結果は、概ね環境基準を達成しており、要請限度\*も下回っています。

## ■水質

本市では、国土交通省、大分県とともに河川 35 地点、海域 14 地点で水質調査を実施しています。

過去 10 年間の河川水質の経年変化は、河川ごとにばらつきがあるものの、概ね横ばいの傾向です。環境基準の達成状況については河川の水質汚濁の代表的な指標である BOD\*（生物化学的酸素要求量）でみると、大野川鶴崎橋、乙津川海原橋を除き環境基準を達成しており良好に推移しています。

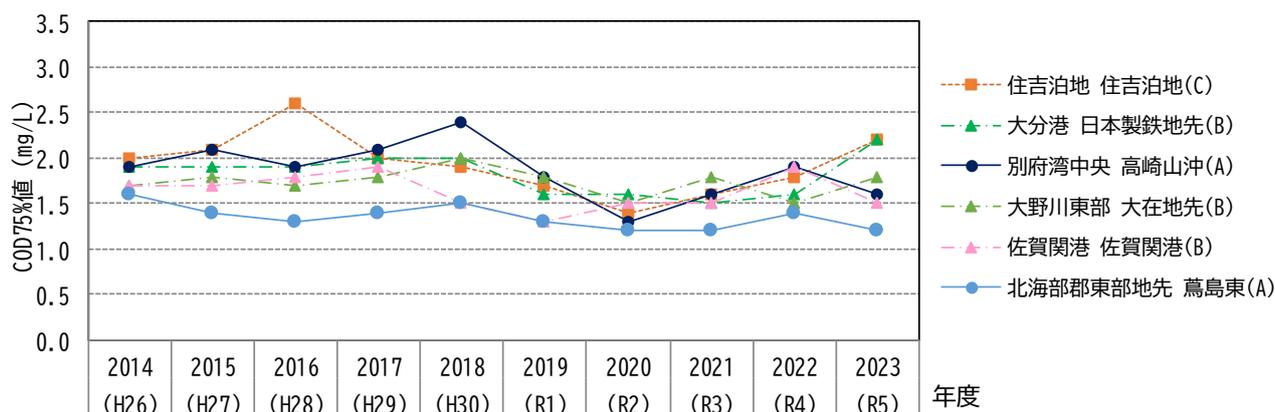
河川的环境基準点における BOD の経年変化



注) 凡例の( )の記号は環境基準類型を示す。

過去 10 年間の海域水質の経年変化は、概ね横ばいの傾向です。環境基準の達成状況については海域の水質汚濁の代表的な指標である COD\*（化学的酸素要求量）でみると、2019（令和元）年度以降すべての地点で環境基準を達成しています。

## 海域の主な環境基準点における COD の経年変化

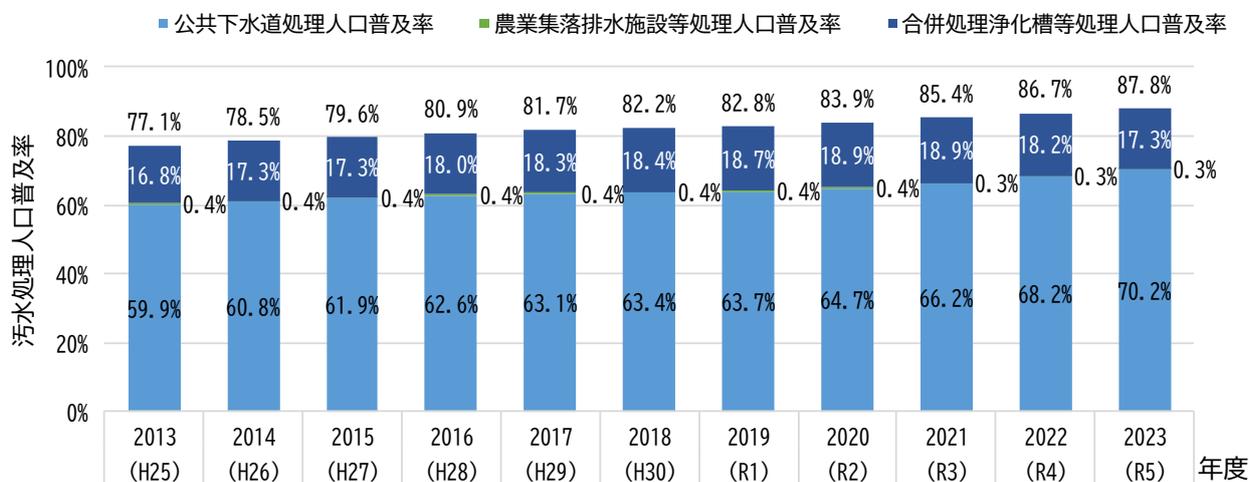


注) 凡例の( )の記号は環境基準類型を示す。

## ■下水道

2023 (令和 5) 年度末現在、公共下水道の整備済面積は 6,090ha、処理人口は 332,020 人となっています。普及率は、公共下水道が 70.2%、農業集落排水施設等が 0.3%、合併処理浄化槽等が 17.3%となっており、汚水処理人口普及率\*は 87.8%となっています。

### 大分市の汚水処理人口普及率の推移



## ■土壌

2023 (令和 5) 年度末現在における土壌汚染対策法\*に基づく要措置区域の指定はありません。また、形質変更時要届出区域は市内で 5ヶ所指定されています。

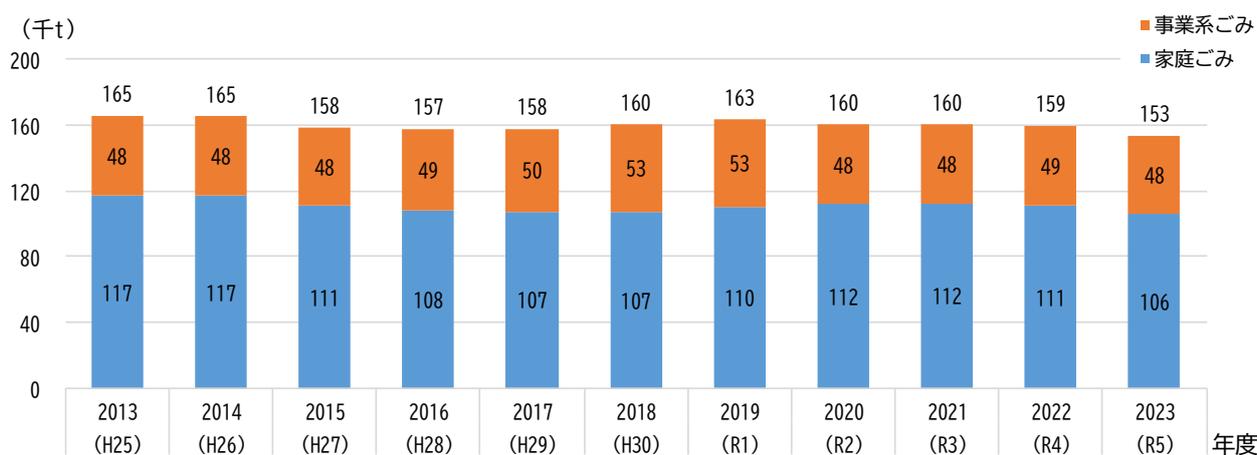
過去 10 年間に本市では土壌ダイオキシン類\*調査を 39 地点で実施しており、すべての地点で環境基準を達成しています。

### (4) 資源循環

#### ■一般廃棄物（ごみ）処理

本市では、2014（平成26）年度から実施している家庭ごみの有料化制度によって、家庭ごみは2015（平成27）年度以降減少の傾向にありましたが、コロナ禍等の特殊事情により、ごみ量は一時的に増加しました。その後、近年は再び減少傾向にあります。事業系ごみは年度によって差があるものの概ね横ばいの傾向にあります。

ごみ排出量（総処理量）の推移

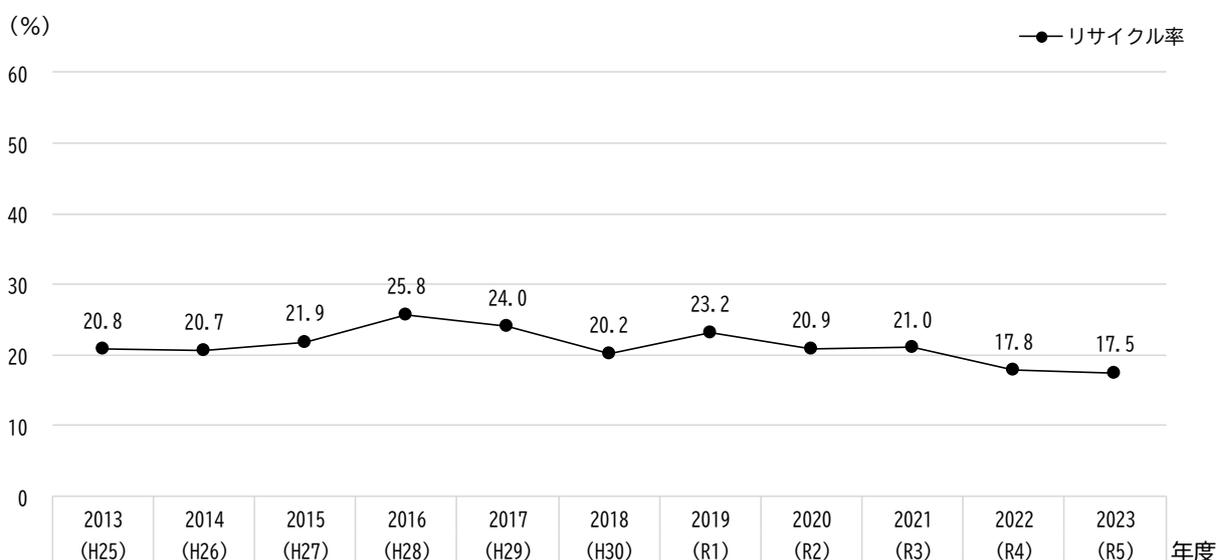


注) 四捨五入により合計値等が一致しない場合があります。

#### ■リサイクル

本市では、2016（平成28）年度以降、リサイクル業者への資源ごみの誘導量を資源化量に計上したことにより、一時的にリサイクル率\*が増加しましたが、経年的には減少傾向から近年は横ばいの傾向にあります。

リサイクル率の推移

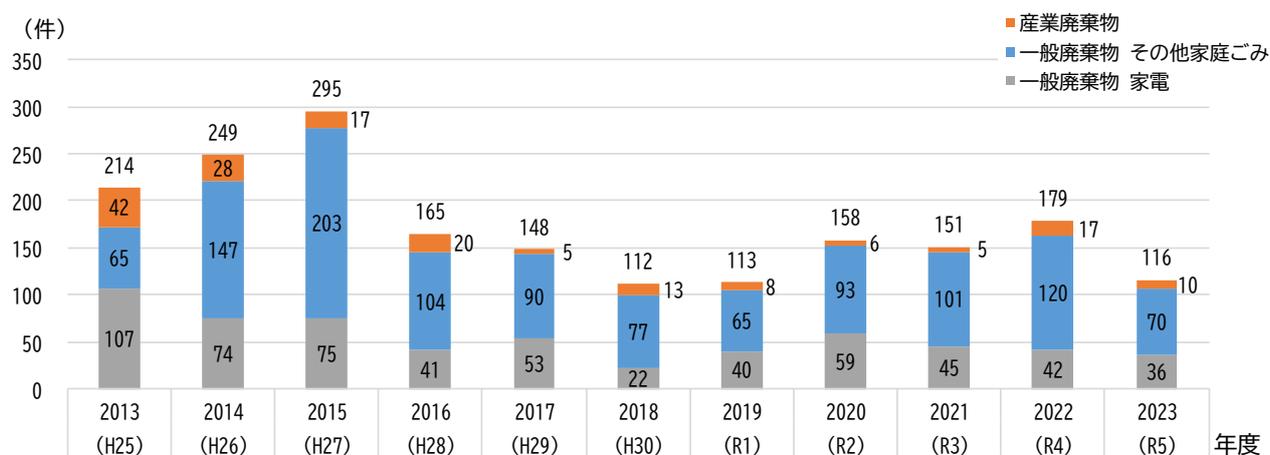


## ■不法投棄

廃棄物の不法投棄の早期発見と未然防止のため、山間部や海岸部等の不法投棄されやすい場所を中心に計画的にパトロールを実施しています。

2023（令和 5）年度は、116 件の不法投棄のうち 9 割以上が一般廃棄物によるものであり、近年は 110～180 件程度で推移しています。

不法投棄発見件数の推移

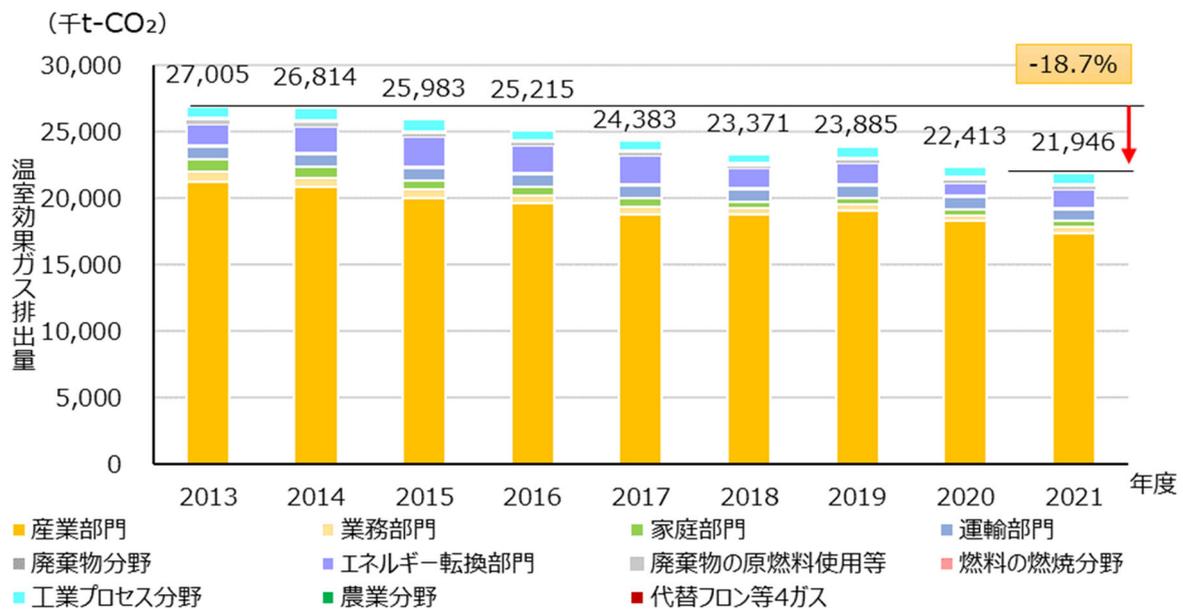


## (5) 地球環境

## ■温室効果ガス排出量

本市の2021（令和3）年度の市域の温室効果ガス排出量は、21,946千t-CO<sub>2</sub>となっており、2013（平成25）年度比で18.7%の削減となっています。部門別にみると、産業部門からの排出が約8割を占めています。この産業部門については、臨海部に立地している鉄鋼、石油化学コンビナート、発電所等の大規模事業所からの割合が大きいという特徴があります。

温室効果ガス排出量の推移



出典：大分市環境対策課脱炭素社会推進室算定データ

## ■再生可能エネルギー・省エネルギー

本市では、NPO 法人が市有施設に設置した太陽光発電設備により発電された電気代相当額を交付金として当該 NPO 法人等に交付する「大分市市民共同発電事業」を行っています。2023（令和 5）年度末現在、のつはる少年自然の家、古国府浄水場、高崎山おさる館及び大分市学校給食西部共同調理場に設置された 4 基の太陽光発電設備（合計 41.4kW）が稼働しています。

加えて、公共施設の屋根貸しによる太陽光発電事業も行っており、光明園跡地（市有地）において 241.5kW の太陽光発電設備を設置しています。

また、その他に一般廃棄物のサーマルリサイクルや省エネルギー設備の導入等にも取り組んでいます。本市臨海部の大分コンビナートは九州唯一の石油化学コンビナートであり、水素の需要地・供給地として水素利活用の潜在性と優位性を持っています。本市では、大分市水素利活用計画に基づき、水素社会\*の実現に向けた水素エネルギー\*導入の率先取組として、公共施設に業務用燃料電池\*の設置を行うとともに、燃料電池自動車や家庭用燃料電池\*の導入にかかる費用の補助事業も行っています。

大分市の公共施設等への再生可能エネルギー等導入状況

種別	個所数	設備規模等	主な設置場所
太陽光発電	25	315.9kW	小中学校、市民センター等
ソーラー照明灯	25	7.608kW (297 基)	小中学校、市道、葬斎場、緑地等
太陽熱利用	3	集熱面積 100.38m <sup>2</sup>	駅南住宅みやびのもり、消防署等
廃棄物発電、排熱利用	2	15,500kW	福宗環境センター 佐野清掃センター
中小水力発電	1	49.9kW	三芳配水場
天然ガスコージェネレーション*	1	25kW	学校給食西部共同調理場
業務用燃料電池	2	6.0kW	市役所本庁舎、碩田学園
次世代 自動車	電気自動車	5	—
	ハイブリッド車	8	—
	低速電動バス	3	—
	燃料電池（水素）自動車	2	—

## (6) 環境教育・連携

### ■環境教育・環境学習

本市では、環境展や大分エコライフプラザ\*等で開催する各種イベントを通じて、市民の環境意識の高揚を図っています。

また、環境ポスター展の開催や環境教育副読本の配布、エコスクール整備促進事業など、地域の学校教育の場を通じて、未来を担う子どもたちが環境問題を身近に感じることができ取組を行っています。

その他にも、学校を通じて家庭での省エネ行動を促す「エコチャレンジ」や、環境月間中には、市内の幼児・児童・生徒を対象に、学校や図書館等で環境関連図書の読み聞かせや紙芝居を行う「環境ブックの読み聞かせ運動」を実施しています。

また、環境保全活動団体の協力を得て、定期的に行っている「大分市身近な自然観察会」では、自然の大切さを認識し、自然を守り育てる意識を高めることを目的に、幅広い年齢の市民を対象に環境学習の場を提供しています。

## ■連携の体制づくり

本市では、市、市民、事業者が、それぞれの立場を超えて、互いに学び合いながら連携して、温室効果ガス削減に向けた取組を進めるために、「地球温暖化対策おおいた市民会議\*」を設置し、実効性のある取組を展開しています。

また、市内を中心に環境保全活動を行う環境団体の活動を支援・推進することを目的に、2012（平成24）年に「大分市環境保全活動団体登録制度\*」を開始し、市ホームページ等での情報発信や環境展等の啓発イベントへの出展など、相互に連携を図ってきました。

他にも「きれいにしょうえおおいた推進事業\*」や「大分市ごみ拾いパートナー登録制度\*」を通じて、ボランティアによる公共の場所の清掃活動を推進しています。

また、本市では、1976（昭和51）年から市内の主要企業と公害防止に関する協定を締結しており、2023（令和5）年度末現在、16社1グループと締結しています。

さらに近年では、「2050年ゼロカーボンシティ」に向けた取組を推進するため、事業者と連携協定を締結し、地球温暖化に関する連携も進めています。

### 事業者との連携協定

協定名	協定日	事業者名
カーボンニュートラル等に係る包括連携協定	2022年12月27日	九州電力株式会社大分支店 大分県信用組合
地球温暖化対策に関する連携協定	2023年2月20日	大分瓦斯株式会社

### 3 環境基本計画（第三次）の評価

第三次計画では、環境目標の実施状況を評価するため、指標を設定し、目標値の達成に向けて取り組んできました。2023（令和5）年度の達成状況は以下のとおりです。

※達成状況欄は、第三次計画策定時の目標値達成の場合は○、目標値には及んでいないが近づいている場合は△、目標値非達成の場合は×として評価。

#### 自然環境分野における指標

指標名	基準値	現況値	目標値	達成状況
海底ごみ・漂着ごみの除去面積（累積）	2,140ha (2015年度)	11,033ha <sup>注</sup> (2018年度)	10,777ha (2024年度)	○
「郷土の緑保全地区」区域指定面積(累積)	76.4ha (2015年度)	81.7ha (2023年度)	85ha (2024年度)	△
年間間伐面積	165ha (2015年度)	65ha (2023年度)	195ha (2024年度)	×
認定新規就農者数（累積）	7人 (2015年度)	26人 (2023年度)	65人 (2024年度)	△
アライグマ捕獲努力量	1,916 わな日 (2015年度)	120,671 わな日 (2023年度)	14,000 わな日 (2024年度)	○
自然体験学習会参加者数	1,282人 (2015年度)	1,380人 (2023年度)	1,500人 (2024年度)	△

注) 海底ごみ・漂着ごみの除去面積は事業終了のため、現況値が2018年度となっています。

#### 快適環境分野における指標

指標名	基準値	現況値	目標値	達成状況
市民一人あたりの都市公園面積	14.65m <sup>2</sup> (2015年度)	15.06m <sup>2</sup> (2023年度)	15.0m <sup>2</sup> (2024年度)	○
公園愛護会の結成数	399団体 (2015年度)	406団体 (2023年度)	410団体 (2024年度)	△
ボランティア清掃団体登録件数	209団体 (2015年度)	262団体 (2023年度)	225団体 (2024年度)	○
文化財指定件数	203件 (2015年度)	227件 (2023年度)	221件 (2024年度)	○

#### 生活環境分野における指標（1）

指標名	基準値	現況値	目標値	達成状況
河川的环境基準達成率（BOD）	100% (2015年度)	80% (2023年度)	100% (2024年度)	×
海域的环境基準達成率（COD）	88.9% (2015年度)	100% (2023年度)	100% (2024年度)	○
汚水処理人口普及率	79.6% (2015年度)	87.8% (2023年度)	89.4% (2024年度)	△
地下水水質調査地点数（累計）	399地点 (2015年度)	480地点 (2023年度)	500地点 (2024年度)	△
大気汚染物質の環境基準達成項目数	4項目 (2015年度)	5項目 (2023年度)	6項目 (2024年度)	△

## 生活環境分野における指標（２）

指標名	基準値	現況値	目標値	達成状況
有害大気汚染物質*の環境基準達成項目数	4項目 (2015年度)	4項目 (2023年度)	4項目 (2024年度)	○
ダイオキシン類の環境基準達成項目数	1項目 (2015年度)	1項目 (2023年度)	1項目 (2024年度)	○
一般地域における騒音の環境基準達成率	100% (2015年度)	100% (2023年度)	100% (2024年度)	○
道路に面した地域における騒音(自動車騒音)の環境基準達成率	89.4% (2015年度)	95.7% (2023年度)	100% (2024年度)	△

## 資源循環分野における指標

指標名	基準値	現況値	目標値	達成状況
一日あたりの市民一人あたり家庭系ごみ排出量	633g (2015年度)	613g (2023年度)	582g (2024年度)	△
ごみ排出量(一般廃棄物)	158,298t (2015年度)	153,356t (2023年度)	136,000t (2024年度)	△
リサイクル率(一般廃棄物)	21.9% (2015年度)	17.5% (2023年度)	33.0% (2024年度)	×
最終処分率*(一般廃棄物)	6.2% (2015年度)	7.8% (2023年度)	3.0% (2024年度)	×
おおいた優良産廃処理業者評価制度*認定事業所数	10事業者 (2015年度)	18事業者 (2023年度)	30事業者 (2024年度)	△

## 地球環境分野における指標

指標名	基準値	現況値	目標値	達成状況
民生家庭部門におけるCO <sub>2</sub> 排出量	794千t-CO <sub>2</sub> (2013年度)	478千t-CO <sub>2</sub> (2023年度)	576千t-CO <sub>2</sub> (2024年度)	○
民生業務部門におけるCO <sub>2</sub> 排出量	763千t-CO <sub>2</sub> (2013年度)	445千t-CO <sub>2</sub> (2023年度)	626千t-CO <sub>2</sub> (2024年度)	○
運輸(自動車)部門におけるCO <sub>2</sub> 排出量	956千t-CO <sub>2</sub> (2013年度)	889千t-CO <sub>2</sub> (2023年度)	917千t-CO <sub>2</sub> (2024年度)	○
市の補助等を活用した再エネ・省エネ設備導入件数	455件 (2015年度)	5,104件 (2023年度)	3,600件 (2024年度)	○
太陽光発電設備を設置した学校数	9校 (2015年度)	11校 (2023年度)	18校 (2024年度)	△

## 環境教育・連携分野における指標

指標名	基準値	現況値	目標値	達成状況
環境学習会・講演会参加者数	751人 (2015年度)	2,332人 (2023年度)	1,000人 (2024年度)	○
「環境イベント情報や募集情報等お知らせ」サイト年間アクセス件数	25,581件 (2015年度)	2,881件 (2023年度)	30,000件 (2024年度)	×
大分市地産地消サポーター*数	2,152件 (2015年度)	3,096件 (2023年度)	3,400件 (2024年度)	△
大分市環境保全活動団体登録数	37団体 (2015年度)	37団体 (2023年度)	46団体 (2024年度)	△
こどもエコクラブ*在籍者数	380人 (2015年度)	274人 (2023年度)	500人 (2024年度)	×

## 4 市民・事業者の意識調査結果

### (1) 調査の概要

本計画の改定にあたり、市民・事業者の環境に対する意識を調査・分析し、今後の施策推進の基礎資料として活用するため、大分市の環境に関するアンケート調査を行いました。

#### アンケート調査の概要

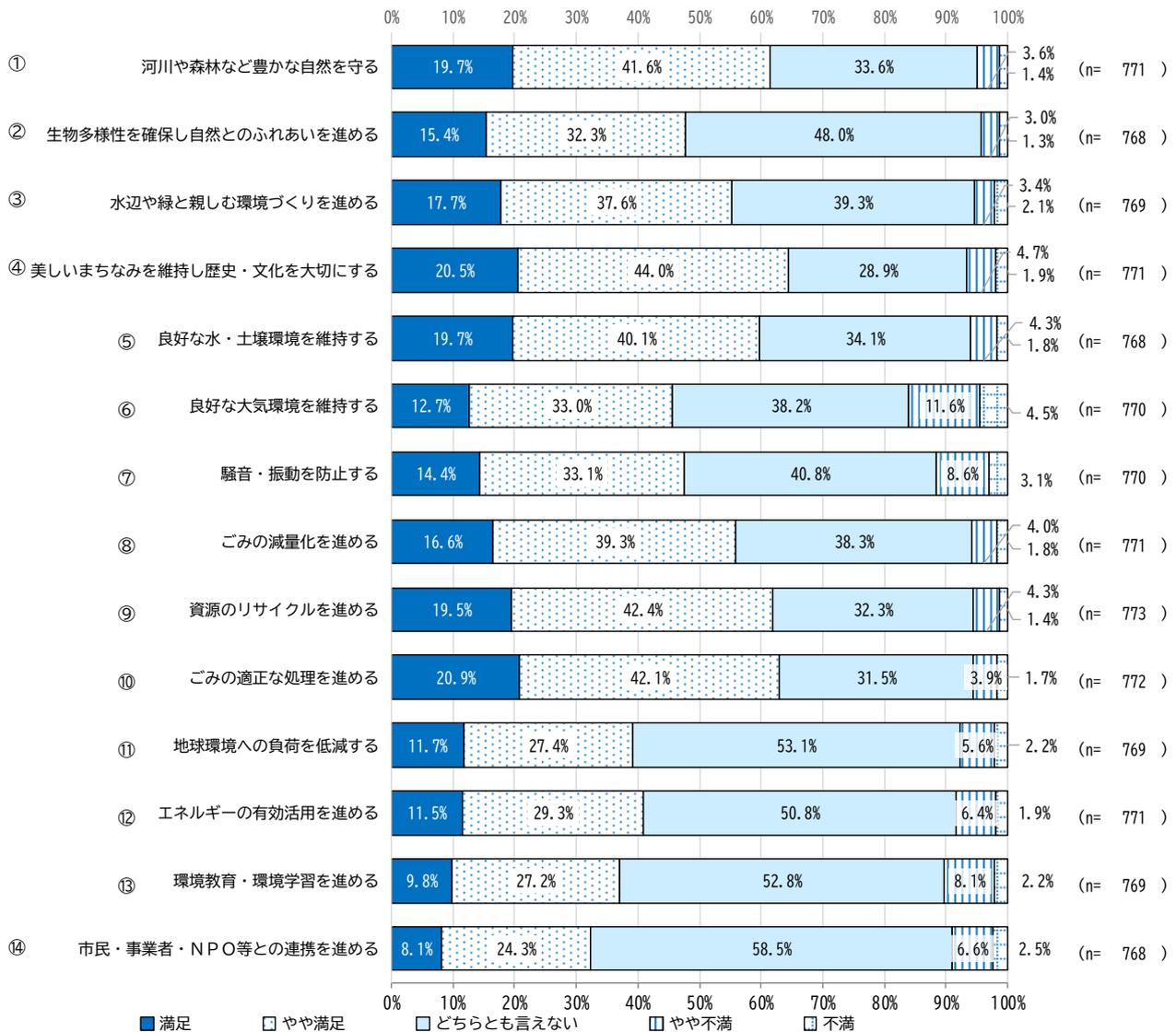
項目	市民	事業者
調査対象	市内に在住する満18歳以上 2,000人	市内に所在する事業所300事業所 臨海部企業60事業所
抽出方法	無作為抽出	市内に所在する事業者は無作為抽出 臨海部企業は省エネ法対象事業者
実施方法	郵送調査法 (郵送配布、郵送及びWEB回収)	郵送調査法 (郵送配布、郵送回収)
調査期間	2024(令和6)年2月～3月	
回収率	39.4%(787/2,000)	46.9%(169/360)

## (2) 市民アンケート調査の結果

### ■地域の環境に関する満足度

市民の地域の環境に関する満足度は、「④美しいまちなみを維持し歴史・文化を大切にする」、「⑩ごみの適正な処理を進める」、「⑨資源のリサイクルを進める」、「①河川や森林など豊かな自然を守る」について、『満足』『やや満足』と回答した方が60%を超えており、満足度が高くなっています。

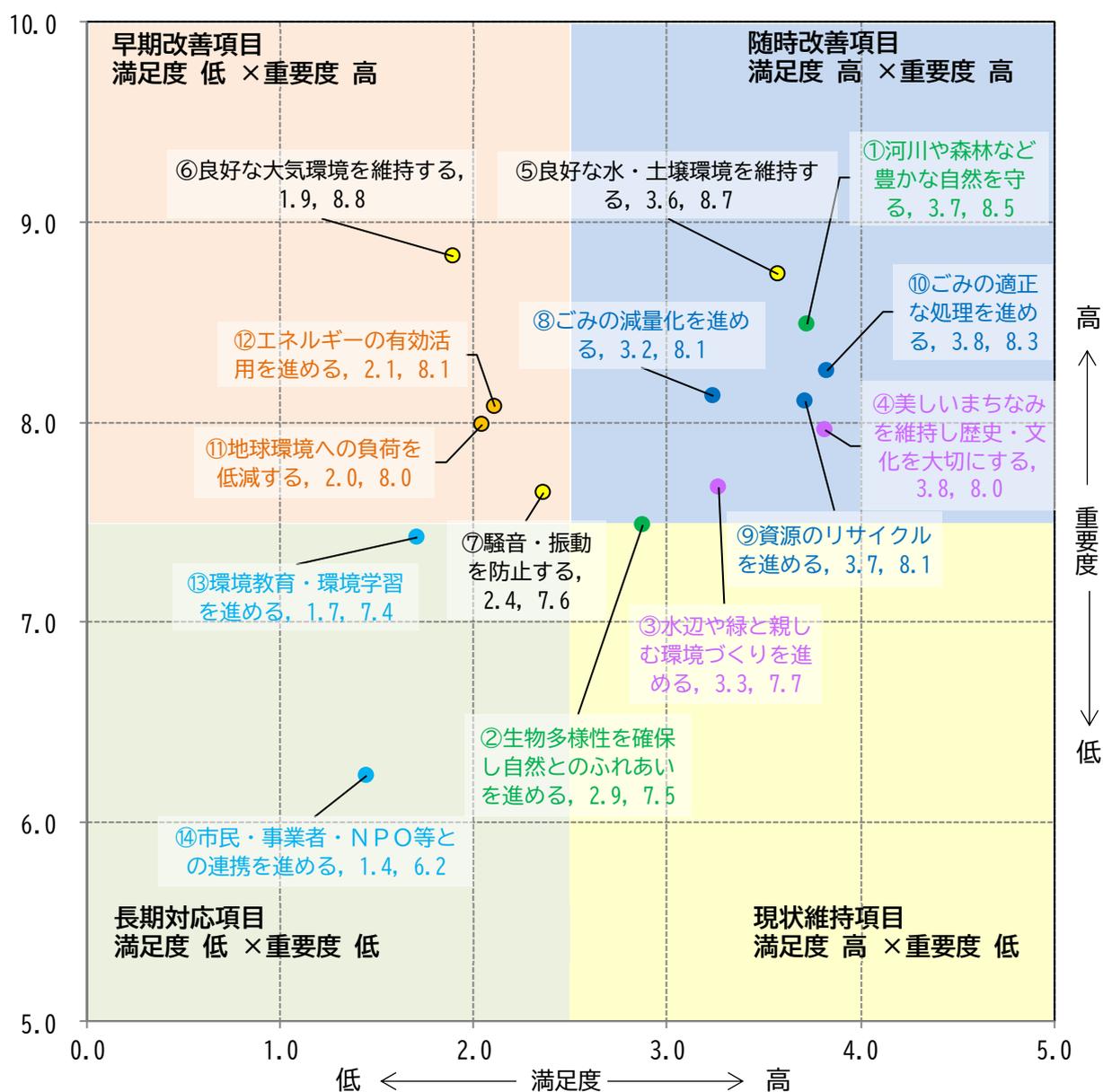
一方、「⑥良好な大気環境を維持する」、「⑦騒音・振動を防止する」、「⑬環境教育・環境学習を進める」について、『不満』『やや不満』と回答した方は10%を超えており、満足度が低くなっています。



■市民が重点的に進めるべきと考える施策

第三次計画の14の施策について、満足度と重要度を評価点に換算し、ポートフォリオ分析\*を行い、「早期改善項目」「随時改善項目」「長期対応項目」「現状維持項目」に分類しました。

その結果、『地球環境』(①②)と『生活環境』のうち大気環境(⑥)と騒音振動(⑦)の施策は早期改善項目に分類されました。また、『自然環境』(①②)『快適環境』(③④)『資源循環』(⑧⑨⑩)と『生活環境』のうち水・土壌環境(⑤)は随時改善項目に分類されています。一方、『環境教育・連携』(⑬⑭)は長期対応項目に分類されています。

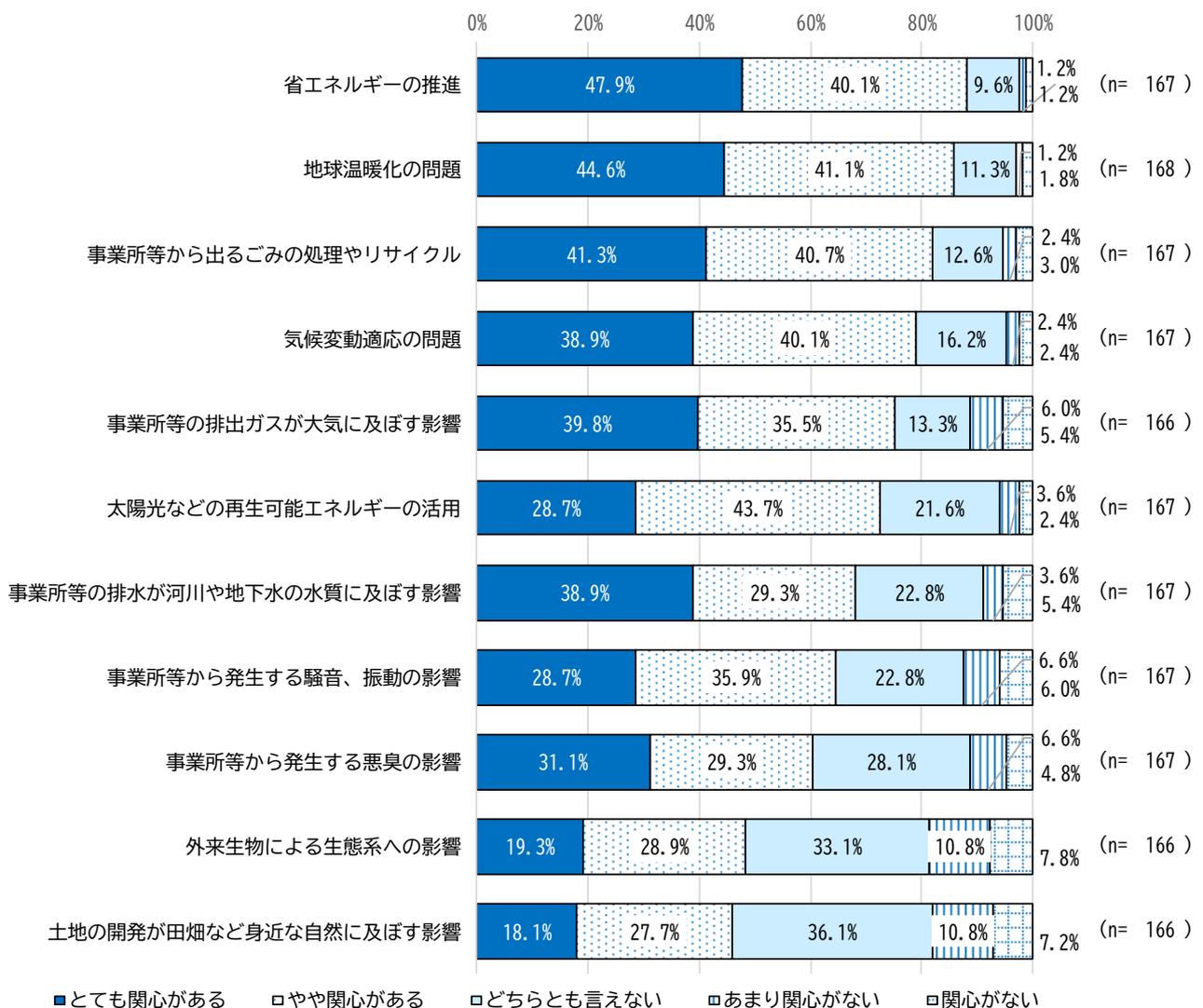


### (3) 事業者アンケート調査の結果

#### ■事業者が関心を持っている環境問題

事業者の関心がある環境問題は、「省エネルギーの推進」、「地球温暖化の問題」、「事業所等から出るごみの処理やリサイクル」について、『とても関心がある』『やや関心がある』と回答した事業者が80%を超えており、関心が高くなっています。

一方、「外来生物による生態系への影響」、「土地の開発が田畑など身近な自然に及ぼす影響」については、『あまり関心がない』『関心がない』と回答した事業者が18%を超えています。



## ■今後、環境問題に取り組んでいく上で市に望むこと

事業者が市に望むことは、「省エネルギー、再生可能エネルギー等の対策技術に関する情報提供」、「対策実施・機器導入等への公的融資や利子補給、補助金制度などの充実」、「規制や基準に関する説明会の開催やガイドブックの作成」と回答した事業者が多くなっています。

